

目次

九州運輸局編

■ 本書について	2
■ 略語について	3
■ 最近の主な改正概要	4

第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	6
2 自動車の登録制度	9
3 保安基準	15
4 自動車の点検整備制度	17
5 自動車の検査制度	22
6 認証制度	32
7 指定制度（工場関係）	46
8 指定制度（検査員関係）	55
9 指定制度（保安基準適合証関係）	58
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	73

第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	82
2 自動車の装置一般	88
3 自動車の車体関係	96
4 自動車の室内関係	105
5 自動車の騒音・排ガス関係	116
6 自動車の灯火関係	120
7 警音器・後写鏡・速度計 他	136
8 テスタ等による機能維持確認	144

第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	160
2 年度別計算問題	162

第4章 年度別試験問題

1 令和5年度 第1回	202
2 令和5年度 第2回	214
3 令和4年度 第1回	226
4 令和4年度 第2回	238
5 令和3年度 第1回	251
6 令和3年度 第2回	262
7 令和2年度 第1回	274
8 令和2年度 第2回	285

第5章 暗記ノート

《法令の改正》

◎車両法：令和元年5月24日
法律第14号まで

◎施行規則：令和4年5月20日
国土交通省令第45号まで

◎点検基準：令和2年2月6日
国土交通省令第6号まで

◎審査規程：令和6年2月1日
第55次改正まで

本書について

本書は、九州運輸局において令和元年度から令和5年度までに行われた5年分（合計10回）の自動車検査員教習試験の内容をジャンル別にまとめたものです。

ジャンルは大きく次の5つに区分してあります。

第1章 車両法（10区分）

第2章 保安基準（8区分）

第3章 計算問題（4年分／8回）

第4章 年度別試験問題（4年分／8回）

第5章 暗記ノート

第1章と第2章については、過去の試験問題を更に細かく分類し、各項目ごとに「過去出題例」を先に掲載し、その後に問題の法的根拠となる「関係法令」を掲載しています。

過去の試験問題の出題パターンは次の3つに分類できます。

①○×式…設問が適切な場合は○、不適切な場合は×を記入する

②選択式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を選択肢から選んで記号を記入する

③記述式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句または数値を記入する

本書では、①の○×式はそのまま、②及び③の穴埋め問題については全て記述式としました。

各問題文の最後には試験年度を記載してあります。[R5.1]であれば、令和5年度第1回の試験問題、[R3.2]であれば令和3年度第2回の試験問題であることを示します。[R4.1/R1.2]の場合は、令和4年度第1回と令和元年度第2回に同じ問題が出題されていることを示します。

[R4.1改]など「改」と記載があるものは、試験実施後に法令の改正等があった部分について、改正後の法令に合うように問題文を書き換えていることを示します。なお、本書は令和6年2月1日時点の法令を基準としています。

関係法令については、原文のまま掲載すると分量が相当多くなるほか、そのままでは理解しにくいため、編集部で一部、手を加えている部分もあります。また、保安基準については、「細目告示」と「審査事務規程」の2つの法令がありますが、本書では「審査事務規程」を収録しています。

第3章では、「ブレーキ制動力」の計算問題について、計算式を示しわかりやすく解説しています。

第4章の「年度別試験問題」は、令和5年度から過去4年分（8回分）の問題を年度ごとにまとめてあります。「模範解答」には正解と、問題の法的根拠となっている法令名及び条項を記載しています。なお、計算問題の計算式と正解については第3章に掲載しているため省略しています。

第5章の「暗記ノート」は、九州運輸局の検査員教習試験を対象に、過去問題の中から出題頻度の高いものを抜粋し、暗記用としてまとめたものです。

保安基準・審査事務規程は、自動車の製作年月により適用規定が異なるなど、わかりにくい部分が多々あります。本書に併せて弊社発行の「自動車検査ハンドブック令和6年版」もしくは「自動車検査ハンドブックワイド令和6年版」（いずれも定価2,200円）、審査事務規程の原文については「保安基準と審査事務規程〔原文〕令和6年版」（定価3,000円）をご活用ください。

法令改正について：令和6年2月1日時点での法令に対応しています。したがって、2月以降の法令改正については、御注意ください。

◎本書の内容に訂正がある場合は、弊社のホームページに掲載致します。

株式会社公論出版 ホームページ 書籍サポート/訂正

URL： https://kouronpub.com/book_correction.html または右の二次元コードよりご確認ください。



本書の内容で分からないことがありましたら、必要事項を明記の上、下記のいずれかの方法でお問い合わせください。なお、お電話での問い合わせは受け付けておりません。

本書に関するお問い合わせ

 <p>メール</p>	<p>inquiry@kouronpub.com</p> 	<p>問合せフォーム</p> 	<p>03-3837-5740</p> <p>必要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様の氏名とフリガナ ・FAX番号（FAXの場合のみ） ・書籍名 ・該当ページ数 ・問合せ内容
--	--	--	---

※お問い合わせは本書の内容に限ります。また、回答までに時間がかかる場合がございます。必要事項に記載漏れ等があるとお答えできかねる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※キャリアメールをご使用の場合は、必ず事前に受信設定をご確認の上、上記メールアドレスの受信設定を行なってからご連絡ください。

令和6年5月 編集部

略語について

◎本書では、法令等の名称を次の略語により表記しています。

略語	法令、通達名
車両法	道路運送車両法
自賠法	自動車損害賠償保障法
施行規則	道路運送車両法施行規則
指定規則	指定自動車整備事業規則
点検基準	自動車点検基準
保安基準	道路運送車両の保安基準
実施要領	自動車検査業務等実施要領
審査規程	独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程
細目告示	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
整備事業の取扱い	自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）
保適の有効期間と自賠保険の取扱い	保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取扱いについて
保適の細部取扱い	保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の細部取扱いについて
校正の取扱い	指定自動車整備事業規則第12条の規定に基づく校正に係る取り扱いについて
自動車部品の取扱い	自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取り扱いについて（依命通達）
検査機器の取扱	自動車検査用機械器具の構造と取扱
光吸収係数の測定方法	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法
走行距離計表示値記載に係る取扱い	指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に係る取り扱いについて

最近の主な改正概要 (令和5年2月～令和6年2月)

◆審査規程◆

◎第51次改正 [令和5年9月1日施行]

1. 直前及び側方の視界

乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物車に、運転者からの死角となる当該自動車の直前及び側面に近接する歩行者や障害物を確認できる、ミラー、カメラ又は検知装置を備えなければならないこととし、審査方法等が追加規定された。

2. 保安基準に適合しない不適切な補修方法の追加

新たに、前照灯の光度や照射光線の向き等の基準に適合させるため、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープ類を貼付しているものは保安基準に適合しない、とした。

◎第49次改正 [令和5年3月31日施行]

1. 走行用前照灯・すれ違い用前照灯の灯火色の基準の強化

平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車について、走行用前照灯点灯時にすれ違い用前照灯が点灯している場合、「同時に点灯する」全てが同一であること、と改正された。

2. 前部霧灯の灯火色の基準の明確化

前部霧灯は、白色又は淡黄色であり、「同時に点灯する」全てが同一であること、と改正された。

3. 二輪自動車に備える配光可変型前照灯の点灯の基準

二輪自動車の原動機が作動している場合、走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯のいずれかが常に点灯している構造であること、と改正された。

4. 方向指示器の要件緩和

大型貨物自動車等の両側面に備える方向指示器について、両側面の前部に備えるものを除き、両側面に 3 個ずつ備える独立した方向指示器に代えて、方向指示器と同時に点滅する側方灯を両側面にそれぞれ 3 個以上備えていけばよいこと、と改正された。

1. 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的	6
2. 用語の定義	6
3. 自動車の種別（法令）	7
4. 自動車の種別（別表第1）	8

2. 自動車の登録制度

1. 登録の一般的効力	9
2. 新規登録の申請	9
3. 自動車登録番号標の封印等	10
4. 変更登録・移転登録	11
5. 永久抹消登録・一時抹消登録	12
6. 自動車登録番号標の表示の義務	12
7. 車台番号等の打刻	13
8. 打刻の塗まつ等の禁止	13
9. 譲渡証明書	14
10. 臨時運行の許可	14
11. 回送運行の許可	15

3. 保安基準

1. 保安基準	15
---------	----

4. 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務	17
2. 日常点検整備	17
3. 定期点検整備（点検期間）	17
4. 定期点検整備（点検内容）	19
5. 点検整備記録簿	20
6. 整備管理者	20
7. 整備命令	21
8. 自動車の点検及び整備に関する手引	22

5. 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証	22
2. 新規検査	23
3. 自動車検査証の有効期間	24
4. 自動車検査証の有効期間の起算日	25
5. 継続検査	26
6. 臨時検査	27
7. 自動車検査証の備付けと検査標章の表示	27
8. 自動車検査証記録事項の変更	28
9. 自動車検査証の返納等	29
10. 自動車検査証等の再交付	29
11. 予備検査	30
12. 限定自動車検査証	30
13. 自動車部品を装着した場合の取扱い	31

6. 認証制度

1. 特定整備事業の種類	32
2. 認証	33
3. 対象とする自動車の種類	33
4. 認証基準	34
5. 特定整備の定義	37
6. 特定整備事業者の変更届	38

7. 事業の相続・譲渡	39
8. 特定整備事業者の標識	40
9. 特定整備事業者の義務	40
10. 特定整備記録簿	40
11. 設備の維持等	41
12. 特定整備事業者の遵守事項	42
13. 整備主任者	44
14. 事業の停止等	46

7. 指定制度（工場関係）

1. 優良自動車整備事業の認定	46
2. 指定自動車整備事業の指定	46
3. 指定工場の設備、技術及び管理組織（1）	47
4. 指定工場の設備、技術及び管理組織（2）	49
5. 対象自動車の指定	51
6. 検査用機器の共用	52
7. 検査用機器の校正	53
8. 検査用機器の構造と取扱い	54

8. 指定制度（検査員関係）

1. 自動車検査員の選任	55
2. 自動車検査員の要件	56
3. 自動車検査員の兼任	56
4. 自動車検査員の研修	57
5. 自動車検査員の解任	57

9. 指定制度（保安基準適合証関係）

1. 指定事業者による保安基準適合証等の交付	58
2. 指定事業者による点検の基準	58
3. 自動車検査員による検査（検査等の基準）	59
4. 自動車検査員による証明	60
5. 整備事業の一部の委託	61
6. 自動車検査員の服務	61
7. 自動車検査員の作業区分	62
8. 保安基準適合証等の有効期間と様式	63
9. 保安基準適合標章の表示	64
10. 保安基準適合証等の取扱い（記載方法）	65
11. 保安基準適合証等の取扱い（不正使用の防止等）	66
12. 保安基準適合証等の訂正・再交付	68
13. 走行距離計表示値の取扱い	69
14. 自賠償保険証明書の備付け	70
15. 保安基準適合証の取扱い（最終の検査申請日）	70
16. 限定保安基準適合証	73

10. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1. 指定整備記録簿（記載事項・保存期間・様式）	73
2. 指定整備記録簿（記載要領）	74
3. 指定事業者への罰則の適用	76
4. 保安基準適合証の交付の停止	76
5. 指定事業者の変更届	76
6. 不正使用等の禁止	77
7. 不正改造等の禁止	77
8. 軽自動車検査協会がした 処分等に係る審査請求	78

1. 目的・用語・自動車の種別

1 車両法の目的

【過去出題例】

- 1. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、() についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び() の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R5.2/R4.1]
- 2. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに() 及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R5.1/R3.2/R1.2]
- 3. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに() についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.2]
- 4. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに() 及び公害の防止その他の() 並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.1]
- 5. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R2.2]
- 6. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、() についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の() の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R2.1/R1.1]

◎正解 1…所有権/公害：2…安全性の確保：3…整備：4…安全性の確保/環境の保全：5…○：
6…所有権/整備事業

【関係法令】

◆車両法◆第1条（この法律の目的）

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ▷「公証」行政上、特定の事実又は法律関係の存在をおおやけに証明すること。
 - ▷「資する」助けとなる。役立つ。
 - ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
 - ▷毎年必ず出題！全文を覚える！

2 用語の定義

【過去出題例】

- 1. 道路運送車両法で定める「道路運送車両」とは、自動車、軽自動車及び軽車両をいう。[R5.1/R1.1]
- 2. 道路運送車両法で定める「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び() をいう。
[R4.2/R2.2/R1.2]
- 3. 道路運送車両法で定める「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
[R3.2/R3.1/R2.1]
- 4. 道路運送車両法で自動車とは、() により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、原動機付自転車以外のものをいう。[R3.2]

- ☑5. 道路運送車両法で () とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、原動機付自転車以外のものをいう。[R3.1]
- ☑6. 原動機付自転車とは、国土交通省令で定める () 又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。[R2.2]
- ☑7. 道路運送車両法で「原動機付自転車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具で、内燃機関を原動機とするものであって、二輪を有するもの(側車付のものを除く。)にあっては、その総排気量は () L 以下とする。[R4.1/R1.2]
- ☑8. 道路運送車両法において、「運行」とは、人又は物品を運送するとしなにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること(道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。)をいう。[R5.2]

◎正解 1…×：2…軽車両：3…○：4…原動機：5…自動車：6…総排気量：7…0.125：8…○

【関係法令】

◆車両法◆第2条(定義)

1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
2. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
3. この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令〔施行規則第1条〕で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。
 ▷側車付を除いた二輪は総排気量0.125L以下、その他のものは0.050L以下のものが原動機付自転車。
 ▷排気量0.050L以下又は定格出力が0.60kW以下は第一種原動機付自転車、その他のもの(0.050～0.124L)が第二種原動機付自転車。
5. この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしなにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること(道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。)をいう。

3 自動車の種別(法令)

【過去出題例】

- ☑1. 道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R4.1]
- ☑2. 道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の () 及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R1.1]
- ☑3. 自動車の種別は、自動車の () 及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R3.2]
- ☑4. 自動車の種別は、普通自動車、中型自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に分けられる。[R2.2]

◎正解 1…○：2…種類：3…大きさ：4…×

本章では、製作年月日の記載が無い場合、全て令和6年1月1日製作車としている（第4章においても同じ）。なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車の基準（審査規程）については省略している。

1. 自動車の構造関係

1. 用語の定義	82
2. 長さ、幅及び高さ	83
3. 最低地上高	84
4. 車両総重量・軸重・輪荷重	85
5. 安定性	86
6. 最小回転半径	87
7. 接地部及び接地圧	87

2. 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置	88
2. 速度抑制装置	88
3. 走行装置	89
4. 操縦装置	90
5. かじ取装置	91
6. 施錠装置	92
7. 制動装置	92
8. 衝突被害軽減制動制御装置（自動ブレーキ）	93
9. 緩衝装置	94
10. 燃料装置	95
11. 高圧ガスの燃料装置	95

3. 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体	96
2. 車体表示	99
3. 巻込防止装置	100
4. 突入防止装置	102
5. 前部潜り込み防止装置	104

4. 自動車の室内関係

1. 乗車装置	105
2. 運転者席	106
3. 座席	107
4. 座席ベルト	108
5. 座席ベルト非装着時警報装置	109
6. 頭部後傾抑止装置	110
7. 通路	111
8. 乗降口	112
9. 非常口	112
10. 物品積載装置	113
11. 窓ガラス	114

5. 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置（消音器）	116
2. 排出ガス等の発散防止性能（機能維持）	118
3. プローバイ・ガス還元装置	118
4. 燃料蒸発ガス発散防止装置	119
5. 排出ガス等の発散防止装置（排気管）	119
6. 窒素酸化物排出自動車等の特例	120

6. 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯	120
2. すれ違い用前照灯	121
3. 前照灯照射方向調節装置	121
4. 前部霧灯	122
5. 側方照射灯	123
6. 車幅灯	123
7. 昼間走行灯	124
8. 前部反射器	125
9. 側方灯・側方反射器	125
10. 番号灯	126
11. 尾灯	127
12. 後部霧灯	128
13. 後部反射器・大型後部反射器	128
14. 制動灯	130
15. 補助制動灯	131
16. 後退灯	132
17. 方向指示器	133
18. 補助方向指示器	134
19. その他の灯火等の制限	135

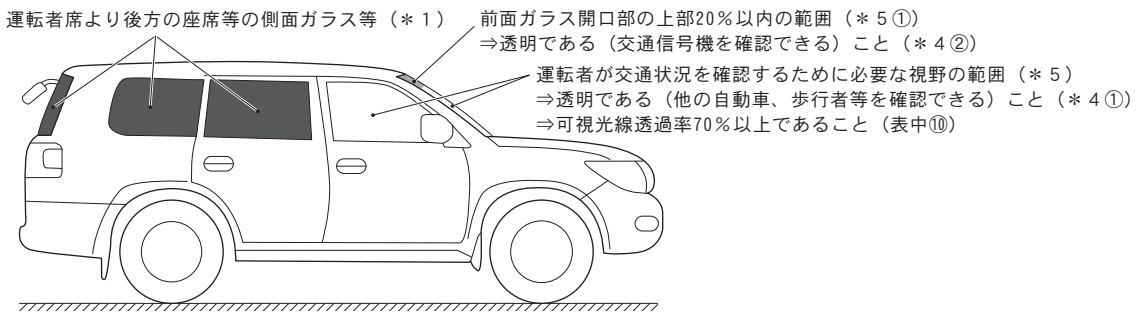
7. 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 警音器	136
2. 後写鏡	137
3. 直前及び側方の視界	138
4. 窓ふき器	140
5. 速度計	140
6. 消火器	141
7. 運行記録計	141
8. 緊急自動車	142
9. 道路維持作業用自動車	142
10. 自主防犯活動用自動車	142
11. 旅客自動車運送事業用自動車	143
12. 乗車定員	143

8. テスタ等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態 （サイドスリップ・テスト）	144
2. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等）	144
3. 騒音防止装置（近接排気騒音の測定方法）	147
4. CO・HCの濃度（CO・HCテスト）	151
5. 光吸収係数又は黒煙による汚染度 （オパシメータ又は黒煙測定器）	153
6. すれ違い前照灯の明るさ及び照射方向 （前照灯試験機）	156
7. 警音器の音の大きさ（騒音計等）	158
8. 速度計の指度の誤差（速度計試験機）	159

- * 4 : 窓ガラスに装着 (* 3) され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次に掲げるものを確認できるものは、⑩の「透明である」とされる。
- ① 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲 (* 5) に係る部分にあっては、他の自動車、歩行者等
 - ② 前面ガラス開口部の実長の 20% 以内の範囲及び側面ガラスのとびら等より上方の窓ガラスにあっては、交通信号機
 - ③ とびら等の下部の窓ガラス及び * 5 の④ にあっては、歩行者等
- * 5 : 「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲以外の範囲とする。
- ① 前面ガラス開口部の上部 20% 以内の範囲
 - ② 側面ガラスのとびら等より上方の窓ガラス
 - ③ とびら等の下部の窓ガラス
 - ④ 上記③ に掲げるもののほか、乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車の側面に設けられたとびらの窓ガラスのうち、運転者席の座面を含む水平面より下方の範囲



5. 自動車の騒音・排ガス関係

1 騒音防止装置 (消音器)

【過去出題例】

- ☑ 1. 内燃機関を原動機とする小型二輪自動車の消音器の一部が取外されていたが、近接排気騒音を測定したところ、測定値が保安基準で定める値を下回っていたので、基準に適合とした。[R5.2]
- ☑ 2. 内燃機関を原動機とする小型二輪自動車の消音器の一部が取外されていたが、近接排気騒音を測定したところ、測定値が保安基準の範囲内であったので、基準に適合とした。[R4.1]
- ☑ 3. 内燃機関を原動機とする小型二輪自動車の近接排気騒音を測定したところ、測定値が保安基準の範囲内であったが、消音器の一部が取外されていたので保安基準不適合と判断した。[R2.2]
- ☑ 4. 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして、消音器の () 機構を容易に除去できる構造 (一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。) でないこと。[R1.2]
- ☑ 5. 内燃機関を原動機とする自動車に備える消音器で、消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていたが、消音器本体は取外されていなかったため、保安基準適合と判断した。[R1.1]
- ☑ 6. 内燃機関を原動機とする小型乗用自動車について、消音器の一部が著しく破損していたが、近接排気騒音を測定したところ、規制値以下であったため、基準に適合とした。[R4.2]
- ☑ 7. 内燃機関を原動機とする小型二輪自動車の消音器について、消音器の一部が著しく破損していたが、近接排気騒音を測定したところ、規制値以下であったため、基準に適合と判断した。[R3.1]

- ☑8. 内燃機関を原動機とする自動車について、消音器本体に長さ2cm程度の亀裂による破損があったため、保安基準不適合と判断した。[R2.1]
- ☑9. 内燃機関を原動機とする小型乗用自動車の騒音防止装置の消音器（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造でないもの）の構造について、消音器の騒音低減機構がボルトで固定されていたため、基準に適合とした。[R5.1]
- ☑10. 内燃機関を原動機とする小型乗用自動車の騒音防止装置の消音器（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造でないもの）の構造について、消音器の騒音低減機構がボルトで固定されていたため、保安基準に不適合と判断した。[R3.2]
- ☑11. 小型二輪自動車の消音器本体の外部構造及び内部部品が固定的取付方法（ボルト止め）に変更されていたので、近接排気騒音を測定したところ、94dBであったため保安基準適合と判断した。[R2.1]

[R2.1]

◎正解 1…×：2…×：3…○：4…騒音低減：5…×：6…×：7…×：8…○：9…×：10…○：11…×

【関係法令】

◆審査規程◆7-56 騒音防止装置・要約

〔消音器の基準〕 ※平成22年3月31日以前に製作された自動車については、①～④に適合するものであればよい。

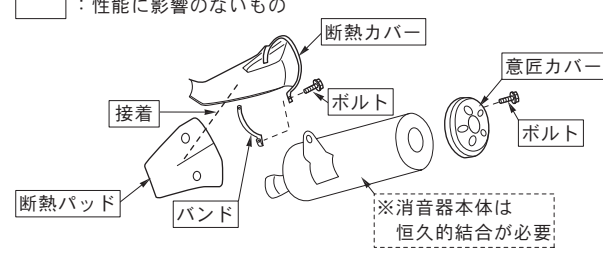
①消音器の全部又は一部が取外されていないこと。
②消音器本体が切断されていないこと。
③消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
④消音器に破損又は腐食がないこと。
⑤消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造でないこと（*）。ただし、一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。

*次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的的方法（溶接、リベット等）により結合されていないもの（例：ボルト止め、ナット止め、接着）は、⑤の規定に適合しない。

ア. 消音器本体に装着されている外部構造部品であって、それらを取外しても騒音防止性能に影響のないもの

▷断熱パッドや意匠カバーなどについては溶接、リベットでなく、ボルト止め等であってもよい。

□：性能に影響のないもの

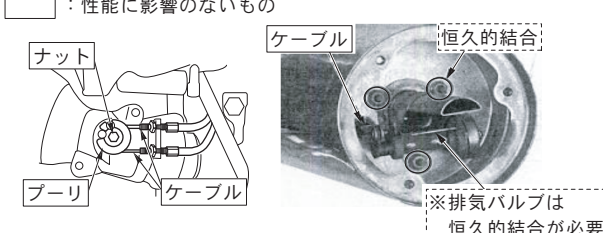


【騒音防止性能に影響のない外部構造部品の例】

イ. 消音器本体に取付けられた排気バルブを作動させるための制御機構装置

▷排気バルブのプーリやケーブルなどについては溶接、リベットでなく、ボルト止め等であってもよい。

□：性能に影響のないもの



【騒音防止性能に影響のない排気バルブ制御機構装置の例】

2. 年度別計算問題

1 令和5年度 第1回問題

【1】ブレーキテストの指示がkgfの問題

次の諸元（A表：自動車検査証）の小型乗用自動車（最高速度140km/h）について、各軸重を計測できないブレーキ・テストを用いて制動力を計測したところ、（B表）の結果を得た。

このときの天候条件は晴天で、ブレーキ・テストのローラは乾燥しており、計測時の前軸はロックしなかった。

この自動車の主制動装置及び駐車制動装置の制動力について、（C表）の①～⑤の計算値を求めなさい。このときの計算値について、左右差の割合については、小数点第2位を切り上げ、制動力の割合については、小数点第2位を切り捨てて、小数点第1位まで求めなさい。また、（C表）の⑥～⑩に保安基準の適否を判断し、「適」又は「否」を記入しなさい。[改]

（A表）

車両重量	前軸	720kg
	後軸	530kg
乗車定員		5名

（B表）

主制動力	前軸	右	300kgf
		左	360kgf
	後軸	右	120kgf
		左	170kgf
駐車ブレーキの制動力		右	100kgf
		左	160kgf

（C表）

項目		計算値	判定結果
主制動力	前軸	審査時車両状態における前軸重に対する左右差の割合	① % ⑥
	後軸	審査時車両状態における後軸重に対する左右差の割合	② % ⑦
		審査時車両状態における後軸重に対する制動力の割合	③ % ⑧
	総和	審査時車両状態における自動車に対する制動力の割合	④ % ⑨
審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の割合		⑤ %	⑩

【2】ブレーキテストの指示がN（ニュートン）の問題

次の諸元（A表：自動車検査証）の小型乗用自動車（最高速度140km/h）について、各軸重を計測できないブレーキ・テストを用いて制動力を計測したところ、（B表）の結果を得た。

このときの天候条件は晴天で、ブレーキ・テストのローラは乾燥しており、計測時の前軸はロックしなかった。

この自動車の主制動装置及び駐車制動装置の制動力について、（C表）の①～⑤の計算値を求めなさい。このときの計算値について、左右差の割合については、小数点第3位を切り上げ、制動力の割合については、小数点第3位を切り捨てて、小数点第2位まで求めなさい。また、（C表）の⑥～⑩に保安基準の適否を判断し、「適」又は「否」を記入しなさい。[改]

(A表)

車両重量	前軸	720kg
	後軸	530kg
乗車定員		5名

(B表)

主制動力	前軸	右	2940N
		左	3530N
	後軸	右	1180N
		左	1670N
駐車ブレーキの制動力		右	980N
		左	1570N

(C表)

項目			計算値	判定結果
主制動力	前軸	審査時車両状態における前軸重に対する左右差の値	(①) N/kg	(⑥)
	後軸	審査時車両状態における後軸重に対する左右差の値	(②) N/kg	(⑦)
		審査時車両状態における後軸重に対する制動力の値	(③) N/kg	(⑧)
	総和	審査時車両状態における自動車に対する制動力の値	(④) N/kg	(⑨)
審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の値			(⑤) N/kg	(⑩)

解説

R5.1

【1】kgfを用いた場合

①審査時車両状態における前軸重に対する前軸左右差の割合

・制動力の前軸左右差は、(B表)より次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

$$\text{制動力の前軸左右差} = \text{主制動力 (前軸 左 - 右)} = 360\text{kgf} - 300\text{kgf} = 60\text{kgf}$$

・審査時車両状態における前軸重は、(A表)及び審査時車両状態の定義(注①)より、次のとおりである。

$$\text{審査時車両状態における前軸重} = \text{車両重量 (前軸重)} + 55\text{kg} = 720\text{kg} + 55\text{kg} = 775\text{kg}$$

・以上の結果、審査時車両状態における前軸重に対する前軸左右差の割合は次のとおりとなる。

$$\text{①} = \frac{\text{制動力の前軸左右差}}{\text{審査時車両状態における前軸重}} \times 100 = \frac{60\text{kgf}}{775\text{kg}} \times 100 = 7.74\cdots\%$$

・設問の指示により、計算値の小数点第2位を切り上げる。この場合、小数点第2位は「4」であり、これを切り上げると、答えは「7.8%」となる。判定基準値は「8%以下」であり、計算値は「7.8%」であることから、適否の判定は「⑥適」となる。

②審査時車両状態における後軸重に対する後軸左右差の割合

・制動力の後軸左右差は、(B表)より次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

$$\text{制動力の後軸左右差} = \text{主制動力 (後軸 左 - 右)} = 170\text{kgf} - 120\text{kgf} = 50\text{kgf}$$

・審査時車両状態における後軸重は、(A表)より、530kgである。

・以上の結果、審査時車両状態における後軸重に対する後軸左右差の割合は次のとおりとなる。

$$\text{②} = \frac{\text{制動力の後軸左右差}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} \times 100 = \frac{50\text{kgf}}{530\text{kg}} \times 100 = 9.43\cdots\%$$

・設問の指示により、計算値の小数点第2位を切り上げる。この場合、小数点第2位は「3」であり、これを切り上げると、答えは「9.5%」となる。判定基準値は「8%以下」であり、計算値は「9.5%」であることから、適否の判定は「⑦否」となる。

第4章 年度別試験問題

本章では、問題文に製作年月日の記載が無い場合は、全て令和6年1月1日製作車として模範解答及び解説を収録している。

4-1 ▶令和5年度第1回 自動車検査員教習修了試問

【1】 次の各文について、道路運送車両法又は関係法令等に照らして判断し、適切なものには○を、適切でないものには×を記入しなさい。

1. 道路運送車両法で定める「道路運送車両」とは、自動車、軽自動車及び軽車両をいう。
2. 自動車の使用者（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）は、自動車検査証記録事項について変更があったときは、その事由があった日から30日以内に、当該変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の変更記録を受けなければならない。ただし、その効力を失っている自動車検査証については、これに変更記録を受けるべき時期は、当該自動車を使用しようとする時とすることができる。
3. 道路運送車両の保安基準に規定される衝突被害軽減制動制御装置を有する自動車で、衝突被害軽減制動制御装置にかかる前方カメラの取り外し、取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う行為は、特定整備に該当しない。
4. 自動車は、自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。
5. 自動車予備検査証の交付を受けた自動車についてその所有権が定められたときは、その使用者は、国土交通大臣に当該自動車予備検査証を提出して、自動車検査証の交付を受けることができる。
6. 検査標章をはりつけた前面ガラスを使用することができなくなった場合であっても、検査標章の識別が容易であれば、検査標章の再交付を受けることが出来ない。
7. 自動車の製作を業とする者、自動車の車台又は原動機の製作を業とする者及び国土交通大臣が指定した者以外の者は、自動車の車台番号又は原動機の型式を打刻してはならない。
8. 自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。）の使用者は、当該自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したときは、30日以内に、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。
9. 登録自動車の使用者は、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、一時抹消登録の申請をすることができる。
10. 封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、自動車の整備のため特に必要があるときであれば、この限りではない。

【2】 次の各文について、道路運送車両法又は関係法令等に照らして判断し、（ ）の中にあてはまる最も適切なものを次の選択枠から選んで、その記号を記入しなさい。

1. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに（①）及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

2. 限定自動車検査証の有効期間は、(2) 日とする。
3. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって (3) が7t以上のものにあつては、自動車検査証の記載事項として、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量が定められている。
4. 自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより (4) を表示しなければ、運行の用に供してはならない。
5. 新規検査の結果、初めて自動車検査証の交付を受ける専ら幼児の運送を目的とする自家用自動車の自動車検査証の有効期間は (5) 年である。

ア：3	イ：1	ウ：車両総重量	エ：15	オ：最大積載量
カ：車両重量	キ：適合標章	ク：30	コ：2	サ：事故
シ：7	ス：安全性の確保	セ：14	ソ：検査標章	タ：保安基準適合証

【3】 次の各文は、道路運送車両法又は関係法令等に規定されている事項に関して述べたものである。各文の () の中にあてはまる適切な語句又は数値を記入しなさい。

1. 自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）は、国土交通大臣の行う検査を受け、(1) な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを (2) の用に供してはならない。
2. 長さ4.70m、幅1.70m、高さ2.00m、最高速度30km/hの農耕トラクタの自動車の種別は (3) 特殊自動車である。
3. 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、(4) の行う継続検査を受けなければならない。
4. 道路運送車両法第54条の2第1項の規定による整備命令を受けた自動車の使用者は、当該命令を受けた日から (5) 日以内に、地方運輸局長に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行った当該自動車及び当該自動車に係る自動車検査証を提示しなければならない。

【4】 次の各文は、道路運送車両法又は関係法令等に規定されている事項に関して述べたものである。各文の () の中にあてはまる適切な語句又は数値を記入しなさい。

1. 自動車（小型特殊自動車を除く。）の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について前条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 点検の年月日
 - 二 点検の結果
 - 三 整備の概要
 - 四 整備を (1) した年月日
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
2. 自動車特定整備事業者の事業場において特定整備に従事する従業員が9人の場合、1級、2級又は3級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が (2) 人以上でなければならない。
3. 自動車の使用者は、自動車の (3)、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、(4) 等により自動車を点検しなければならない。
4. 指定自動車整備事業者は、自動車検査員を選任したときは、その日から (5) 日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

第5章 暗記ノート

◎暗記用であるため、法令文の一部を省略しているものもあります。

◎また、保安基準については、自動車の製作年月により適用する規定が異なる場合がありますが、令和6年1月製作車に適用される基準とします。

車両法

◆車両法の目的

1. この法律は、道路運送車両に関し、【①】についての公証等を行い、並びに【②】の確保及び公害の防止その他の環境の【③】並びに【④】についての技術の向上を図り、併せて自動車の【④】事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

- ①所有権
- ②安全性
- ③保全
- ④整備

◆用語の定義

2. 「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び【①】をいう。

- ①軽車両

3. 「原動機付自転車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具で、内燃機関を原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く）にあつては、その総排気量は【①】L以下とする。

- ①0.125

◆自動車の種別（法令）

4. 道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車、【①】、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の【②】及び【③】並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

- ①軽自動車
- ②大きさ
- ③構造

◆自動車の種別（別表第1）

5. 四輪の小型自動車は、大きさが長さ【①】m以下、幅【②】m以下、高さ【③】m以下である。

- ①4.70
- ②1.70
- ③2.00

6. 長さ469cm、幅172cm、高さ152cmであつて、LPGを燃料とする排気量が1.99Lの自動車の種別は【①】自動車である。

- ①普通

◆登録の一般的効力

7. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く）は、自動車【①】に登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

- ①登録ファイル

◆新規登録の申請

8. 一度も登録を受けていない自動車（いわゆる新車）の新規登録の申請をする場合、型式について指定を受けた自動車は、発行後【①】月を経過しない完成検査終了証の提出をもって当該自動車の提示に代えることができる。

- ①9